

ネバーランド居宅介護支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ネバーランド福祉会が開設するネバーランド居宅介護支援事業所（以下「居宅介護支援事業所」という）が行う介護予防支援又は居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、地域包括支援センター並びに要支援者又は要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要支援者又は要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、介護予防サービス・支援計画又は居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
2. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 3. 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 4. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条及び姫路市条例の具体的取り扱い方針を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名 称 ネバーランド居宅介護支援事業所
- （2）所在地 姫路市船津町5-271-16

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 居宅介護支援事業所に勤務する職種及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者：常勤兼務1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- （2）介護支援専門員：常勤専従1名以上・非常勤専従1名以上
介護支援専門員は、要支援者及び要介護者等からの相談に応じ、要支援者及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、介護予防サービス、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- （1）営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間：午前9：00～午後6：00までとする。

（指定介護予防支援又は指定居宅介護支援の提供方法と内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 介護予防支援又は居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定介護予防支援又は指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと

する。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：1階居宅介護支援事業相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類：介護予防サービス・支援計画ガイドライン
居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所：1階居宅介護支援事業相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1度以上。

- 2. 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。
- 3. 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

片 道	20km未満	500円
片 道	20km以上25km未満	1,000円
片 道	25km以上30km未満	1,500円
片 道	30km以上	2,000円

（高速道路等有料道路を通行する場合は、追加料金として実費をご負担頂きます）

- 4. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 5. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施範囲）

第7条 通常の事業の実施地域は、姫路市（家島町を除く）、加西市、福崎町、市川町とする。

（地域ケア会議への参加）

第8条 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき、協力するものとする。

（担当者に対する個別サービス計画の提出依頼）

第9条 介護予防サービス・支援計画又は居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図ることを目的とし、担当者に対し、介護予防サービス・支援計画又は居宅サービス計画を交付した際は、個別サービス計画の提出を求め、介護予防サービス・支援計画又は居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認するものとする。

（契約時の説明等）

第10条 利用者やその家族に対して、次のことを説明する。

- (1) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行うこと。
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 利用者及び家族からの苦情処理体制を整備する。
- (5) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、サービス提供中に職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報

するものとする。

（身体的拘束等に関する事項）

- 第 12 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。
2. 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
 3. 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 4. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 5. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 6. 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（記録の整備）

- 第 13 条 指定介護予防支援又は指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援又は指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
1. 介護予防サービス・支援計画、居宅サービス計画
 2. 提供した具体的なサービス内容等の記録
 3. 市町村への通知に係る記録
 4. 苦情の内容等の記録
 5. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する留意事項）

- 第 14 条 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ネバーランド福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

改正	平成 12 年 11 月 29 日
改正	平成 14 年 4 月 1 日
改正	平成 16 年 12 月 1 日
改正	平成 18 年 4 月 1 日
改正	平成 19 年 4 月 1 日
改正	平成 20 年 6 月 16 日
改正	平成 20 年 6 月 30 日
改正	平成 24 年 3 月 22 日
改正	平成 24 年 8 月 1 日
改正	平成 24 年 9 月 1 日
改正	平成 24 年 10 月 1 日
改正	平成 25 年 4 月 1 日
改正	平成 25 年 12 月 16 日

改正	平成 2 6 年	3 月	1 日
改正	平成 2 7 年	5 月	1 日
改正	平成 3 0 年	4 月	1 日
改正	令和 3 年	7 月	1 日
改正	令和 5 年	1 2 月	1 日
改正	令和 6 年	4 月	1 日